

審議会等の会議録

会議の名称	平成29年度第3回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成30年3月15日(木) 午前10時～		
開催場所	市役所 4階 4-3会議室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：中川正行委員、阿部正信委員、曾根齊委員、飛田昭委員、鈴木孝幸委員、田中誠一委員、尾崎憲一委員、佐久間志保子委員、佐藤節子委員、城条洋子委員、鈴木八千代委員、土屋暢子委員、長谷川昌夫委員</p> <p>欠席：土屋光克委員、堀弘子委員</p> <p>(市)</p> <p>健康部長、介護保険課長、保険係長、地域支援係長、福祉部長、福祉長寿課長、主幹兼福祉総務係長、主幹兼長寿係長、福祉長寿課1人、障がい福祉課長、障がい福祉係長</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について</p> <p>(2) 座間市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定について</p> <p>(3) 座間市地域福祉計画(第3期)平成29年度見直し・進行管理について</p>		
資料の名称	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)</p> <p>(2) 障害者計画 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画 パブリックコメントと修正箇所一覧</p> <p>(3) 障害者計画 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画のまとめ</p> <p>(4) 障害者計画 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(案)</p> <p>(5) 座間市地域福祉計画(第3期)</p> <p>(6) 座間市地域福祉計画(第3期)平成29年度見直し・進行管理(案)</p>		
会議の内容	(事務局) 平成29年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会の開会に当たりまして、福祉部長の秋山より御挨拶を申し上げます。		

《福祉部長挨拶》

(事務局) ありがとうございます。

議題に移らせていただくに当たり、資料の御確認をお願いしたいと存じます。

順に、次第、委員名簿、座席表、本委員会規則、

また、議題(1)に関する資料としまして、

・座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)
を、事前にお配りさせていただきました。

以上です。不足している資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入ります前に何点か御許可をいただきたいと思えます。

本日は委託業者が入室し、委員の御意見等を取りまとめるために録音機を使用することを御許可いただきたいと思えます。。

以上につきまして、座間市市民参加推進条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされており、御許可いただけますでしょうか。

《異議なし》

(事務局) ありがとうございます。

本日は堀委員、土屋光克委員から御欠席との連絡を頂いておりますが、市地域保健福祉サービス推進委員会規則第5条第2項の規定により、委員の過半数の出席により本会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事の進行を会長にお願いしたいと存じます。

《会長、副会長挨拶》

(会長) それでは、早速議題に入りたいと思えます。

「議題(1)座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定」について、事務局から説明を願います。

《福祉長寿課説明》資料に基づき説明

・平成30年2月13日に開催された本委員会で諮問と答申について委

員長一任となったことに基づき、2月19日に本委員会に諮問し、2月21日に飛田会長から答申をいただいた。

- ・ 2月28日に座間市の政策会議に諮り、各部局庁からの意見をいただいたので、2点修正を加えた。
- ・ P4の「本計画の位置づけ（イメージ図）」の「他の関連計画」に「一般廃棄物処理基本計画」を追加した。
- ・ P7の日常生活圏域の欄に「第一圏域」「第二圏域」等だけでなく、カッコ書きで具体的な地域を追加した。

(会長) ありがとうございます。

内容について御説明いただきましたが、みなさんから御意見、御質問のある方はいますか。

《特になし》

(会長) 特に無いようですので、この議題については、説明のとおりという事で承認いたしますが、よろしいですか。

《異議なし》

(会長) それでは、次の議題に移りますが、説明委員の準備があるので、お待ちください。

《休憩・説明員の交代》

(会長) それでは、次の議題に入りたいと思います。

「議題(2)座間市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定について」担当課の説明を求めます。

《障がい福祉課説明》資料に基づき説明

- ・ 説明に入る前に福祉部長から飛田会長へ諮問書を提出した。
- ・ 平成30年1月18日～2月16日の期間でパブリックコメントを行ったが、意見の提出はなかった。
- ・ パブリックコメントの期間外に寄せられた意見があったので、修正を加えた。
- ・ P12の文中に「第一期障害児福祉計画」を追加した。

- ・ P 3 7 の市立もくせい園の説明を誤解のない形に修正した。
- ・ P 6 7 「福祉避難所」を市地域防災計画の表記に合わせて「二次避難所（福祉避難所）」と修正した。
- ・ P 8 0、P 9 1 の表中にそれぞれ「重度障がい者等包括支援」「地域活動支援センターⅡ型」を追加した。
- ・ 第 1 章は、第四次座間市総合計画等と他の計画との間での「座間市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」の位置づけを説明している。
- ・ 法改正の影響で今回から障害児福祉計画が新たに加わった。今までの計画に既に障がい児について記載していたので、障がい児についての内容自体に大きな変化はない。
- ・ 第 3 章では、個別のヒアリング、アンケートによって抽出された障がい福祉の課題について記載している。
- ・ 第 5 章の障害者計画の中で、「成年後見制度の利用促進」「グループホームの充実」「サニーキッズの機能充実」「優先調達の推進」「相談支援事業の推進」「市職員の育成」「手話通訳者」「要約筆記者の養成」「災害時避難行動要支援者名簿の運用の検討」を重点とすべき施策としている。
- ・ 第 6 章の障害福祉計画・障害児福祉計画について、国が示す成果目標を、市も同様に目標として計画を策定している。
- ・ 第 7 章では、計画の進行管理は「座間市地域自立支援協議会」で行い、計画の全体的な調整を「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行うこととしている。

(会長) ただ今、計画について担当より説明をいただきましたが、この件について御意見御質問はございますか。

(鈴木孝幸委員) 市役所に入った新人職員への研修として差別解消について講義するとあるが、市役所の方が話をするだけでなく、当事者がお話しできればより良いのではないかと、思いますので、その点も計画に盛り込んでいただくと良いと考えています。災害時避難行動要支援者の取組について自治会との協力を図るとの話がありましたが、引き続き頑張って取り組んでいただきたいと思います。

(障がい福祉係長) つい昨日も自治会の役員と話し合いを行いました。今後とも地区自連に出向いて説明する等の取組は続けていきます。少

しずつ進展していますので、期待してお待ちいただきたいと思えます。

新人職員研修については、この4月から新たに手話の勉強にも触れたいと考えてます。

(障がい福祉課長) 差別解消法については、行政としてはまず職員に周知を図っているところですが、今後の展開としては、市民の方や企業の方にも御理解いただけるよう展開していきたいと考えています。

(鈴木孝幸委員) 障がい者団体としては、そういったことについて企画があれば、協力させていただきますので、よろしく願います。

(佐久間委員) P13の「安心・安全の確保」について、医療との連携が課題とされているが、アンケートでどの程度意見が出てきたのか、市としてどう取り組んでいくのか教えて頂きたい。

(障がい福祉課長) 医療的ケア児については、今回のアンケートで特に意見が出たといったことはなかったですが、法改正に伴ってその辺りの検討をするよう位置付けられています。当市だけでは検討が進まないと思っていますので、県央圏域、保健所と今後進めていく課題となっています。現状で市として具体的な体制までは決められなかったもので、今後の課題だと思っています。

(佐久間委員) 難病ということも出ていますので、医師会との連携等を踏まえて支援した方が利用者は安心されるかな、と思います。

(会長) 他にないようでしたら、これで質疑を終結とします。

(会長) それでは、座間市長からの諮問に対して「座間市障害者計画・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の案が妥当なものと認める」旨の答申をしてよいでしょうか。皆さんにお諮りします。

《異議なし》

(会長) それでは、ご了解いただきましたので、答申をさせていただきます。

《答申書を作成し、飛田会長から福祉部長へ提出》

(会長) 続いて、次の議題に移りますが、説明員の交代があるので、暫時休憩とさせていただきます。

《休憩・説明員の交代》

(会長) それでは、「議題(3)座間市地域福祉計画（第3期）平成29年度見直し・進行管理について」担当課の説明を求めます。

《福祉長寿課説明》資料に基づき説明

- ・ 社会福祉法の改正があったこと、関連する計画との整合を図ること、生活困窮者自立支援事業が充実してきたこと、権利擁護の充実を国から求められていることから座間市地域福祉計画（第3期）の見直しを行う。
- ・ 本委員会に諮る前に、庁内組織である座間市地域福祉計画策定検討委員会にも諮っているため、今後の見直しの策定にあたっては、本委員会と座間市地域福祉計画策定検討委員会から寄せられた意見を調整しながら反映したい。
- ・ 4 P「3 計画の位置づけ」について、改定された神奈川県地域福祉支援計画と整合するよう修正した。
- ・ 社会福祉法の改正に合わせて、6 Pに「4 地域共生社会の実現に向けて」を追加した。
- ・ 社会福祉法の改正を受け、11 Pに「基本目標1『誰もが安心して福祉サービスを利用できる仕組みづくり』」の「基本施策1『福祉サービスの仕組みづくり』」に三番目の施策として「地域の課題解決と包括的な相談支援体制の整備」を追加した。
- ・ 13 Pから32 Pの第3章「地域福祉をめぐる状況」について、表やグラフを最新のものに更新した。
- ・ 33 Pから68 Pの第4章「施策の展開」について、「事業の指標（進行管理）」に実績・主な取り組み・成果と課題を記入、目標値の修正を行った。
- ・ 36 Pから38 Pに「施策の方向3 地域の課題解決と包括的な相談・支援体制の推進」を追加した。
- ・ 39 Pから41 Pにコラムを追加した。
- ・ 42 Pから44 P「施策の方向1 地域包括ケアシステムの構築」について施策の進行状況に合わせて修正した。
- ・ 45 Pから47 P「施策の方向2 障がい児・者への適切な支援」について、障害者福祉計画の改定に合わせて修正した。
- ・ 49 Pから51 P「施策の方向3 子ども・子育て支援体制の整備」について、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わ

せて修正した。また、座間市社会福祉協議会の新規事業「子育てサポーター育成事業」についての記載を追加した。

- ・ 52 Pから54 P「施策の方向4 生活困窮者等の自立に向けた相談支援体制の充実」について、市の生活困窮者自立支援事業の実施状況に合わせて修正した。
- ・ 56 Pから57 P「施策の方向5 権利擁護の充実」について、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に合わせて修正した。
- ・ 61 Pから63 P「施策の方向2 市民相互の支え合いの促進」について、社会福祉法の改正に合わせて修正した。
- ・ 71 P「2 地域福祉活動計画との連携による事業の推進」について、座間市社会福祉協議会が策定した第3次地域福祉活動計画に合わせて修正した。

(会長) ただ今、議題(3)について担当より説明をいただきましたが、この件について御意見御質問はございますか。

(鈴木孝幸委員) 51 P「保育所の定員増(0～2歳児)」の平成32年の目標値が、558から706と大きく上方修正されているが、新たに保育所の開設を見込んでの修正ということで良いか。

(福祉総務係長) おっしゃる通り、新たな保育所の開設を見込んでの上方修正でございます。

(鈴木孝幸委員) 47 Pの「児童発達支援」の目標値が上方修正されているが、障がい児の数が増えたということではなく、障がい児の中でサービスを利用する人が増える見込みだという理解で良いか。

(障がい福祉係長) 人が増えることもあるが、その人がより多く使うことを見込んでいます。

(鈴木孝幸委員) 一人当たりの利用回数が多いということですね。

(副会長) 根本となるこの見直しの趣旨について伺いたいが、「ニッポン一億総活躍プラン」「地域共生社会の実現」といった国が提唱した施策が基本的に何を言っているか、と言いますと、人作りだと思います。人を作らなければ、計画に示されたことが、実現できなくなってしまう。具体的に人作りをどのように行っていくか、この計画に書いていただくとうれしいな、と思います。

(福祉総務係長) いただいたご意見を参考させて、計画に反映します。

(副会長) 国が書いたものには、載っていないが、よく読んでみると人作りということになる。どうやって人作りをするかということは、国も全然説明していない。だが、そこのところを逃げていたら、本当の

「ニッポン一億総活躍プラン」「地域共生社会の実現」は実現しないで、言葉だけとなってしまいます。

(鈴木孝幸委員) 27P「生活困窮者の状況」について保護率が減った理由として生活困窮者自立支援の取組で就労者数が増えたことをあげていたが、これ就職後にやめていませんか。働いたは良いけど、すぐやめてしまったら、生活保護受給者に戻ってしまいます。就職につないだら良い、というものではなく、継続して働いてもらえるようケースワーカー等にも頑張ってください。

また、先ほどお話があった障がい児のサービスの利用回数が増える見込みとの話ですが、利用の申し出のところで精査していただいて、実際に色々なサービスを利用するのは良いのですが、最近の傾向として障がい児の親がやみくもに制度を利用して、本来は親、家族がやるべきではないか、というところが希薄になっているような気がします。ですので、支給決定については、十分に精査していただきたい、と思います。

(障がい福祉課長) 「成果と課題」の部分に今後は質的な確保が課題と書かせていただきました。国からもこの事業の急増について通知が出ており、本市としても事業費が伸びているので、質の問題について課題として計画に挙げています。

(鈴木孝幸委員) 必要なサービスは、ぜひ支給決定を多くしてほしい、と思いますが、ただ無駄に多くする必要はない、と思います。その辺りも良く見極めていただきたい、と思います。

(福祉総務係長) 本市の生活困窮者支援は、マスコミに取り上げられることもあり、他市より進んでいると自負しています。再度、生活に困窮した場合には、繰り返し生活困窮者支援の窓口で相談を伺い、支援していきたい、と考えています。

(副会長) 就職した方の定着が課題ですね。

(会長) 他にないようでしたら、この件について質疑を終結とします。

それでは、「議題(4)その他」として事務局及び皆さんから何かございますか。

《特に無し》

(会長) 先ほど、福祉総務係長から話がありましたが、座間市地域福祉計画(第3期)平成29年度見直し・進行管理については、また後日

また集まっていたいで、平成30年度に入ってから審議をお願いしたいと思いますので、その時にはご協力をお願いします。

(鈴木孝幸委員) いつごろになるのでしょうか。日程調整はこの場でなくて良いのでしょうか。

(福祉総務係長) 日程についてはまだ定まっていません。市の人事異動もありますので、申し訳ありませんが、この場で日程のお知らせはできません。

(会長) 5月ごろになると思いますので、よろしくをお願いします。

他にないようでしたら、議事を終了します。皆様のご協力いただきありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

(事務局) 長時間のご審議をいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、本日の地域保健福祉サービス推進委員会を終了いたします。